

渋川市簡易専用水道衛生管理要領

(目的)

第1条 本要領は、水道法（昭和32年法律第177号、以下「法」という）第14条第2項第5号で定める貯水槽水道の管理の適正化を図るために必要な事項を定め、衛生的で安全な水道水の供給を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領の用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 水道事業 法第3条第2項に規定される水道事業。一般需要に対し水道水を供給している上水道（計画給水人口5,001人以上）及び簡易水道（計画給水人口101人～5,000人）を指す。
- (2) 水槽 建物内に飲用に適する水を給水するため、水道事業から供給される水道水を貯留するために設けられた水槽の総称。受水槽、高置水槽、中継水槽などがある。
- (3) 受水槽 水道事業から供給される水道水を直接受けるために設けられた水槽。一般には地上又は地下にあるが、増圧ポンプ等により直接屋上等に設置した水槽に水道水を受ける場合は、これを受水槽とする。
- (4) 高置水槽 受水槽又は中継水槽から揚水ポンプによって建物の屋上等の高層で水道水を受け、下層へ給水する水槽。増圧ポンプ等により直接屋上等に設置した水槽に水道水を受ける場合は、これを受水槽とする。
- (5) 中継水槽 高層建築物等で直接高置水槽へ揚水できない場合に、途中に設けて中継する水槽。
- (6) 有効容量 受水槽において適正に利用可能な容量であって、水槽の最高水位と最低水位との間に貯留する水量をいう。受水槽が2つ以上ある場合はその合計とし、直接水道水を受けない高置水槽、中継水槽の容量は含まれない。
設置届の有効容量は設置者が届け出た容量とする。
- (7) 貯水槽水道 水道事業の水道又は専用水道以外の水道で、水道事業から供給される水道水のみを受水槽を経由して給水する水道。受水槽の容量により簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。ただし、消防用設備等として設置されるもの及び事業所に設置されるものであって、全く飲用に供されることのないものは除く。
- (8) 簡易専用水道 法第3条第7項に定める水道。貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの。
- (9) 小規模貯水槽水道 貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10m³以下のもの。
- (10) 管理者 簡易専用水道の設置者から管理業務を依頼された者。

(11) 登録検査機関 水道法第34条の2第2項の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた簡易専用水道の管理の検査を行う検査機関。検査を行う区域（都道府県）が指定されている。

(12) 法定検査 水道法第34条2第1項の規定により簡易専用水道の設置者が定期に受ける義務のある施設管理の検査

（対象施設）

第3条 本要領の対象施設は、市内に設置する貯水槽水道とする。ただし、国が設置する簡易専用水道を除く。

（届出制）

第4条 簡易専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、設置、変更、休止又は廃止したときは市長にすみやかに届け出ること。

（管理基準）

第5条 設置者は次に定める基準に従い、簡易専用水道を管理すること。

1 管理者

(1) 設置者は、自らが管理を行わないときは、管理を代行する管理者を定めること。【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】

(2) 管理者は、水槽の清掃、水質検査等について専門的な知識を有する者が望ましい。【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】

2 施設管理の検査

(1) 設置者は、当該簡易専用水道の管理について1年以内ごとに1回定期的に登録検査機関の法定検査を受けること。【法第34条の2第2項】

(2) 設置者は、法定検査項目を遵守すること。【平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号】

(3) 設置者は、群馬県が追加した次の項目について遵守すること。【平成12年5月15日衛第48号県通知】

① 受水槽の通気管及び通気笠カバーが容易に取り外せないものであること。
（水槽周囲に侵入防止措置が講じられている場合を除く）

② 高置水槽の通気管及び通気笠カバーが容易に取り外せないものであること。
（水槽周囲に侵入防止措置が講じられている場合を除く）

※ 法定検査項目は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号により定められているが、現在流通している受水槽には、通気管及び通気笠カバーが容易に取り外せる製品もあるため、県は、テロ対策の一環として平成12年5月15日付け衛第48号において法定検査事項「23 その他」として判定基準を追加した。

(4) 設置者は、法定検査の結果、水道水の供給について衛生上の問題があるとして次のいずれかに該当すると認められたときは、すみやかに対策を講ずるとともに、直ちに市長にその旨を報告すること。【法第39条第3項

平成15年7月23日厚生労働省告示第262号】

ただし、本報告は、登録検査機関が代行することができる。【平成22年3月25日健水発第0325第5号厚生労働省通知】

- ① 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
- ② 水槽内に動物等の死骸がある場合
- ③ 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
- ④ 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
- ⑤ マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
- ⑥ その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

3 水槽の掃除

- (1) 設置者は、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。【法施行規則第55条第1号】
- (2) 水槽の清掃は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に基づき建築物の飲料水の貯水槽の清掃事業の登録を受けた業者を活用することが望ましい。【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】

4 水槽の汚染防止措置

- (1) 設置者は、水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないよう定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、すみやかに改善の措置を講ずること。【法施行規則第55条第2号】
- (2) 設置者は、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、すみやかに点検を行うこと。【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】

5 給水栓における水質検査

- (1) 設置者は、水の安全性を確保するため、給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の異常の有無及び残留塩素の有無に関する検査を定期的に行い、記録すること。【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知、平成8年7月18日衛企第81号・衛水第229号厚生省通知】
- (2) 設置者は、給水栓における定期検査は7日以内ごとに1回行うように努めること。【建築物衛生法施行規則第4条第1項第7号準拠】
- (3) 設置者は、給水栓における残留塩素濃度は、遊離残留塩素は0.1mg/L（結合残留塩素の場合0.4mg/L）以上保持するように努めること。【法施行規則第17条第1項第3号準拠】

6 水質異常時の措置

- (1) 設置者は、給水栓において水の色、濁り、味等の状態や残留塩素残留塩素が検出されない等から異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について検査を行うこと。【法施行規則第55条第3号】
- (2) 設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。【水道法施行規則第55条第4号】。
- (3) 設置者は、上記の対応をしたときは、直ちに市長へ報告すること。【法第39条第3項】

7 書類の整理・保管

設置者は、次に掲げる書類を整理し、備えておくこと。【平成15年7月23日厚生労働省告示第262号】

- (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- (3) 水槽の掃除の記録
- (4) その他の管理についての記録（点検記録、水質検査の記録等）

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）の規定により管理されるものであること。【建築物衛生法施行令第2条第2号イ】
- (2) 建築物衛生法の規定により管理される簡易専用水道の法定検査は、書類を提出することにより検査をうけることができる。ただし当該書類は建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき記入するものとする。【平成15年7月23日厚生労働省告示第262号】

（市の事務）

第6条 市の簡易専用水道に関する主な事務は次のとおりとする。

1 届出事務

- (1) 市長は、設置者が提出した届出を審査し、適正と認められたときは受理する。受理するときは、設置者に対し、届出制及び管理基準について説明する。
- (2) 市長は、管内の施設の設置状況を把握するため、簡易専用水道台帳（以下「台帳」という。）を作成し、適宜必要な加除を行う。
- (3) 市長は、簡易専用水道が存在しなくなったにもかかわらず、設置者の

所在不明等により廃止の届出がなされていないときは、施設状況を確認後、当該施設を台帳から削除することができる。

- (4) 設置届の受水槽の有効容量は、合理的な範囲において設置者が届け出た容量とする。

2 指導監督事務

- (1) 市長は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、設置者に対し必要な報告を徴し、又は簡易専用水道施設もしくは設置者の事務所に立入り、帳簿書類を検査し、必要な指導を行うこと。

【法39条第3項】

- (2) 市長は、法定検査の結果、設置者から不適の報告を受けたときは、すみやかに立入検査等を行い、改善の指導を行うこと。【法39条第3項】

- (3) 市職員は、立入検査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示すること。【法39条第4項】

- (4) 市長は、立入検査及び報告の徴収、指導基準等を「水道法に基づく報告の徴収及び立入検査実施要領」に基づき実施すること。【平成21年10月5日衛第772-27号県通知】

- (5) 市長は、簡易専用水道の管理が法施行規則第55条の管理基準に適合せず、再三の改善指導に従わないときは、期間を定めて清掃その他必要な改善措置をとるべきことを指示することができる。【法第36条第3項】

- (6) 市長は、設置者が法第36条第3項の指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康、利益を阻害すると認めるときは、その指示事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。【法37条】

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

簡易専用水道設置届

年 月 日

渋川市長 様

設置者の住所

氏名

(電話)

〔法人又は組合にあっては主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり簡易専用水道を設置したので、渋川市簡易専用水道衛生管理要領第4条の規定により届け出ます。

建物の名称			
建物の所在地			
管理者名及び連絡先 ※設置者と異なる場合		氏名または名称: (電話)	
用途		延べ面積	
利用者数		受水する 水道事業者名	
ビル管理法 適用の有無		受水槽の使用 開始年月日	
施設 の 概 要	受 水 槽	設置場所	1 建物の中 2 建物の外 3 その他()
		位置	1 地下式 2 地上式 3 その他()
		材質	
		有効容量(m ³)	
	高 置 水 槽	設置場所	1 建物の中 2 建物の外 3 その他()
		位置	1 建物の屋上 2 その他()
		材質	
		有効容量(m ³)	
その他	地下:	地上:	
滅菌器(二次滅菌)の有無	1 有 2 無	滅菌の方法	

建物及び給水系統の概略図を添付すること。その他水槽も有効容量を記入すること。

様式第2号(第4条関係)

簡易専用水道変更届

年 月 日

渋川市長 様

設置者の住所

氏 名

(電話)

(法人又は組合にあつては主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり簡易専用水道を変更したので、渋川市簡易専用水道衛生管理要領第4条の規定により届け出ます。

1 簡易専用水道の名称

2 変更年月日

3 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

4 変更の理由

様式第3号(第4条関係)

簡易専用水道休止(廃止)届

年 月 日

渋川市長 様

設置者の住所

氏 名

(電話)

〔 法人又は組合にあつては主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり簡易専用水道を休止(廃止)したので、渋川市簡易専用水道衛生管理要領第4条の規定により届け出ます。

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 休止又は廃止した年月日
- 3 休止の場合はその期間
- 4 休止又は廃止の理由